

平成29年度
事業計画書

社会福祉法人 川崎聖風福祉会

目 次

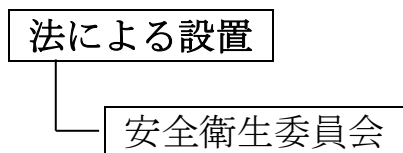
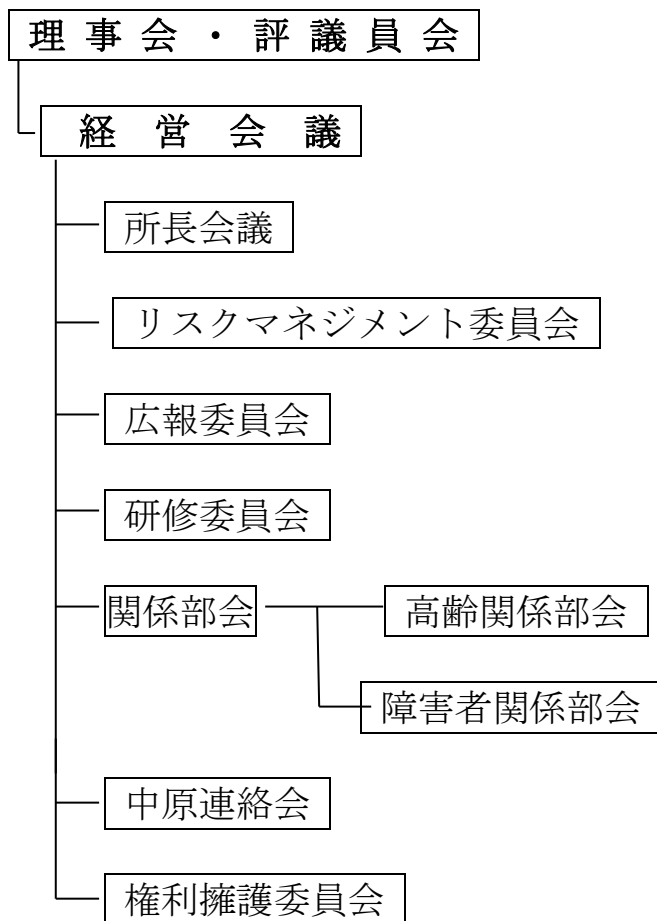
1	法人全体の取り組み	1
2	会議・委員会	2
3	組織	4
4	各部署の取り組み	
[1]	ノーマ・ヴィラージュ聖風苑救護施設	7
[2]	かわさき障害者福祉施設 たじま	7
[3]	聖風苑デイサービスセンター	11
[4]	地域サービスセンターことぶき	11
[5]	聖風ホーム	12
[6]	かわさき基幹相談支援センター	13
[7]	なかはら基幹相談支援センター	14
	旧もとすみ地域相談支援センター	
[8]	井田地域生活支援センターはるかぜ	16
[9]	社会復帰訓練所	17
[10]	地域活動支援センターなのはな	18
[11]	養護老人ホーム川崎市恵楽園	18
[12]	川崎市恵楽園デイサービスセンター	20
[13]	川崎市恵楽園居宅介護支援センター	20
[14]	桜の風もみの木	21

1 法人全体の取り組み

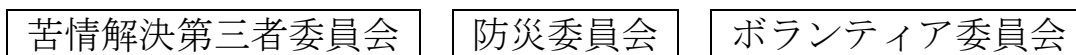
- (1) 平成28年度に策定した第4次3ヶ年実行計画に基づき、各事業所が策定した平成29年度の目標計画を着実に実行する。
- (2) 社会福祉法の改正で、社会福祉法人に求められた地域貢献事業の一環として、市社会福祉協議会を中心に市内の多くの社会福祉法人が参画し事業を開始する「地域生活支援 SOS かわさき事業」に取り組む。
- (3) 長時間労働については近年問題視されており、労働者保護の目的から職員の勤怠管理を行うための勤怠管理システムを導入する。

2 会議・委員会

施設の経営にあたっては、組織、機構に基づく経営はもちろんのこと、それを補完するものとして、横断的に事業推進の円滑化をはかるため、以下の会議を設置します。



【施設ごとに設置】



(1) 経営会議

理事長、常務理事、参与、総務部長、事業推進部長、恵楽園長、他課長職員、概ね8名と総務課により、法人の経営方針、予算や組織等の運営管理に関する重要事項を審議して、理事会・評議員会に提案していきます。

【定例会議】 月1回

(2) 所長会議

各事業所の実務代表者としての所長及び施設長、理事長、常務理事、総務部長、事業推進部長により、施設や事業の運営に関する日常的な事項等を連絡・連携し協議決定していきます。また、委員会（班、会議）も協議事項の対象としていきます。

【定例会議】 毎月1回

(3) リスクマネジメント会議

事業所から提出されるヒヤリハット報告書、事故報告書をもとに事故状況の把握、事故分析、対策など一元管理します。「事故は起こりうるもの」という認識のもと、職員のヒヤリとした“気づき”を大切に事故予防に取り組み、予防についての情報発信や提案をしていきます。またヒヤリ事例集を作成し、各事業所へのリスク管理への周知を強化いたします。また引き続き個人情報保護指針に基づき個人情報保護に関する啓蒙に取り組みます。

【定例会議】 毎月1回

(4) 広報委員会

主に、当法人の機関紙「ふれあい」の編集・発行、及びホームページの更新等管理をいたします。ご利用者の生活、活動、行事に関すること。施設の理念、目的、事業計画、事業報告等の運営に関すること。また、予算、決算、財務等の経営に関することを、ご利用者、ご家族、地域社会にお知らせすることで、理解と関係を深めるとともに、必要な福祉情報を配信します。

また、ボランティアの皆さんのより一層のご協力をいただくためにも、ボランティア育成や相互コミュニケーションを図るためのツールとなるよう内容の拡充に取り組んでいきます。

【定例会議】 隔月1回

(5) 研修委員会

法人において、社会のニーズ、利用者のニーズに沿った良質なサービスの提供していくためには、支援者、サービス提供者としてのさまざまな知識や技術、行動力の習得が不可欠です。

さらに職員を率いるリーダー職は経営感覚を備えるとともに、リスクマネジメントや権利擁護など幅広いスキルの獲得が必要となっています。

コミュニケーションスキルの獲得をはじめとして、社会人、職業人、専門職としての必要なことをより伸ばし、不得意なことをカバーするためのスキルアップを図る自己啓発も必要ととらえます。

法人の掲げています理念の実現のため、現在求められている主題にそって、人材養成カリキュラムを組み、研修会の立案、策定、実施をしていきます。

【定例会議】 毎月1回

(6) 部会

部会は、高齢者支援班と障害者支援班に分かれ開催してきたところですが、救護、ことぶき、たじま、恵楽園など、年齢や障害種別、制度では割れない事業が増えてきた中で、部会の在り方も再検討が必要な時期にきています。

平成29年度は、両支援班は、プロジェクト方式によるテーマ別部会再編成に向けて再検討を行います。

特に法人内全ての事業所に関係する、①苦情解決ガイドラインのメンテナンス、②身体拘束・虐待防止マニュアルの整備、③契約書類の点検、④個別支援計画の充実、⑤稼働確保対策等について、協議・検討できる場の設定について、上半期中に部会検討委員会を設けて、検討します。

【定例会議】 毎月1回

(7) 中原連絡会

中部エリアの障害者支援を担う事業所が参集し、事業所間の連携強化を目的に、事業運営における課題を共有し解決に向けた検討を行う。

【参加事業所】 就労支援事業所あやめ、なかはら基幹相談支援センター（旧もとすみ地域相談支援）、桜の風もみの木、井田地域生活支援センターはるかぜ、事務局

【定例会議】 毎月第4月曜日 9:00～11:00

参加者間に合意により変更できるものとする。

(8) 権利擁護委員会

昨年度、入居型事業所を対象に「権利擁護に関する利用者調査票」を用いてアンケート調査を行いました。今年度は通所型事業所を対象としたアンケート調査を行います。調査結果を分析し、前年度の結果も含め必要な対策対応を検討し、ご利用者お一人おひとりが、個人を尊重され安心して過ごすことができる支援、事業所を目指してまいります。

具体的には、平成 27 年度に作成した「事業種別ごとの権利擁護ガイドライン」及び別途作成している「虐待防止マニュアル」の職員周知、並びに内容の見直しに取り組んでまいります。

各事業所において、権利擁護の意識をもってさまざまな課題改善を継続して取り組めるような体制をサポートできるように、また、委員会として、チェック機能システムづくりに努めます。

(9) 安全衛生委員会

職員の労働災害の未然防止、職業病等の疾病予防、健康維持を目的に、職員が安心して安全に働ける職場環境づくりのため次の項目に取り組んでまいります。

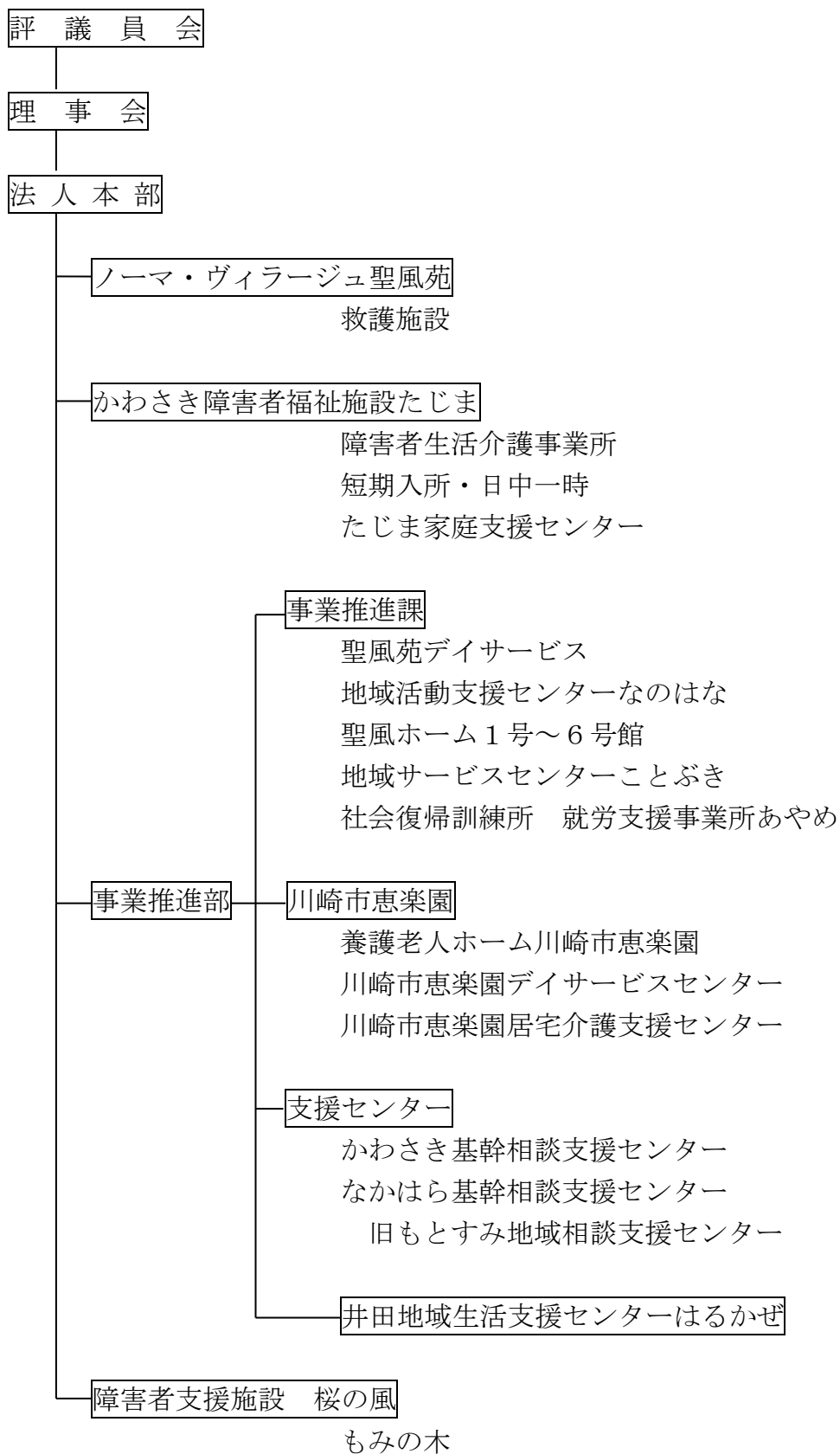
- 1) 産業医による職場巡視を年 1 回、現場責任者による職場点検を年 2 回実施し、事故や怪我を発生させない職場づくりを目指します。
- 2) メンタルヘルス対策として、ストレスチェックを実施し、不調のリスクを低減させるとともに検査結果を集团的に分析し、職場環境の改善につなげ、職員のこころの健康づくりを進めてまいります。
- 3) 職員の健康意識を醸成させるため、健康に関する啓発メッセージを発信してまいります。

(10) 医務衛生部会

施設で働く職員をはじめ、施設を利用されるご利用者やそのご家族に向け、感染症や食中毒等の予防や対策についての情報発信、啓発活動に取り組んでまいります。

- 1) 引き続き、医務衛生に関する情報を発信し、啓蒙啓発していきます。
- 2) 法人の各施設を回り、衛生状態のチェックをし、安全管理体制の維持に努めます。
- 3) 入所施設で課題となっている利用者の口の中の清潔保持のため、口腔衛生に取り組みます。

3 組織



4 各事業所の取り組み

(1) 【救護施設】

- ① 地域生活移行支援の本格的実施に向け、移行プログラムの作成に着手しながらハード面である物件探しなど準備を進めてまいります。
- ② 利用者の権利擁護を根幹にもちつつニーズを把握し個別支援計画を作成します。また作成後に計画に沿った支援が実施されているか評価を行い、適宜見直しを行います。
- ③ 他法、他機関を含めた地域の社会資源と連携し、地域に貢献できるネットワークを構築します。また、町内会をはじめ、地域や各種団体への参加を促進し交流を進めます。
- ④ 利用者の意向を踏まえて一人ひとりの能力に応じた活動プランを提案します。また、就労を希望される利用者には、本人の能力や適性に応じた仕事を探し就労意欲を高めてまいります。
- ⑤ 高齢化、重度化が進むご利用者の体調・健康管理には特に留意し、疾病の予防、残存機能の維持回復等に努めるとともに日常生活を快適に、かつ安全に送れるよう居住環境にも配慮していきます。

(2) 【かわさき障害者福祉施設たじま】

1 拠点施設として提供する「暮らしを支える総合支援」をすすめます。

【重点目標】 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成。

【重点項目】

- ① 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取り組み。

- ・ 地域で困っている課題を解決していくため、「住民活動への働きかけ」

【発信】

- ・ 「一人の課題」について解決する、経験の積み重ねによる「誰もが暮らしやすい地域づくり

【福祉資源づくり】

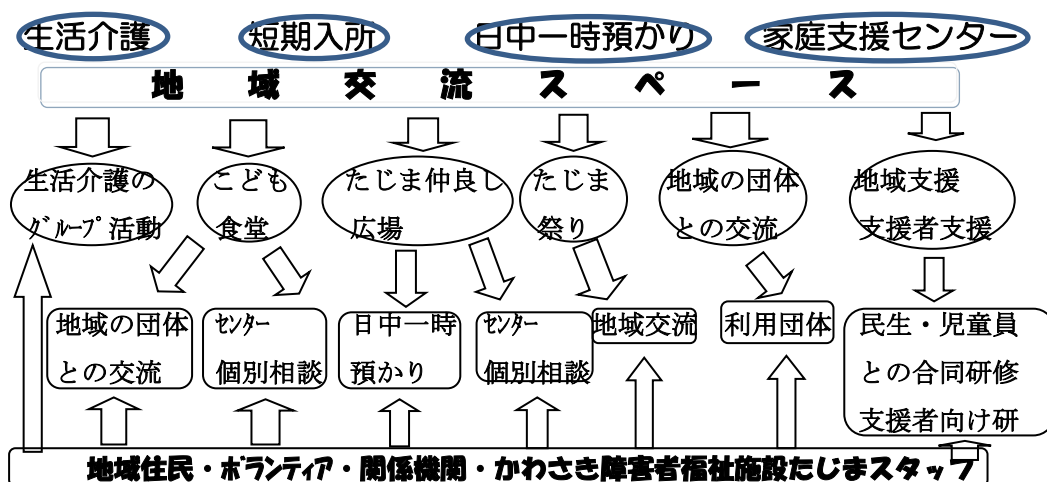
- ② 生活上生じる課題は介護、子育て、障がい、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒暮らしとしごとを「丸ごと」支えていく。

【相談体制の強化】

- ③ 地域の持つ力と公的な支援体制が協働して、安心して暮らせる地域を目指していく。

【包括ケアの推進】

地域の拠点施設



2 たじま家庭支援センター（地域生活支援事業）

【重点目標】福祉・生活・「なんでも」相談

- ・高齢者・子ども・障がい者は言うに及ばず、区民「誰でも対応」
地域での生活に関する相談と権利擁護を図っていく。
- ・ベースは個別の相談支援、必然的に地域づくりへと向かう
一人ひとりのためのネットワークづくり
- ・課題を抱えている人を独りぼっちにしない、関係機関と連携して最後まで寄り添う
個別の支援は、関係者との共同で行われるが、問題が解決するまで見届けていく
- ・川崎区機関連携会議
地域包括ケアシステムづくりに向けて、支援関係者（市民を巻き込んで）が共同して、地域づくりを考えていく
- ・地域交流スペース委員会
「かわさき障害者福祉施設たじま」を活用して、地域住民と共に運営し、地域住民の意見を反映させ、地域住民の問題意識を基盤とする

【重点項目】

(1) 相談支援（地域我が事・丸ごと支援）

- ①手帳の有無、診断名に関わらず相談を受け付ける
- ②本人との課題整理を行い、動機づけをしていく
- ③支援者に対しての情報提供と気持ちの受け止め
- ④年齢等によるサービスの狭間にある方々の支援
- ⑤ 川崎区内における機関連携会議の運営（支援者連携～市民への発信）
事務局として、「地域包括ケアシステムの構築」を視野に、毎月、各機関で関わっている事例を通して、ネットワークの構築・コーディネート

力を高めるため、川崎区の包括的な支援体制構築に向けて協議していきます。

また、支援者間の共有に留まらず、市民に対して活動している内容・テーマについて、発信していく機会を設けていきます。

(2) 地域交流

①こども食堂（共生食堂）を中核とし、関わりを持つボランティアの数を増やす。

②地域交流の場を通して、地域の情報を収集する。

③ こども・障がい・高齢共生型の食堂（てんとうむしハウス）

相談支援の一環として、対象者に（個別対応以外の）より幅広い他児・大人との関わり地域の大人（高齢者を含む）がボランティアを通して、地域の子ども、障がい者（児）、を知り、ボランティアが携わることで、みまもり手となっていただくための機会づくりをします。定例：毎月第4水曜日、運営等に関して、こども未来局の補助事業

(3) ボランティア育成・支援：地域の障がい・こどもに関わる人材の育成

障がいのある方やその家族を、地域の中でより幼少期の段階からケア。地域住民や支援者に対してこどもの発達・障がいについての理解を深め、やりがいを感じていただく。

①対象者：田島地域の「子育て広場」（主任児童委員・民生委員）、「地域の寺子屋」（大島小学校・渡田小学校ボランティア）、子育て支援センター職員、地域の放課後等デイサービス職員等。

②修了者には、こども食堂・たじま仲良し広場等でのボランティア活動の場を担保する。

内容（案）：講座＋現場見学（幼稚園・保育園等）を行う。

（仮題）『発達障がい等のこどもの理解と対応方法について』

開催時期	講義内容	担当者	
5月	こどもの発達について	臨床心理士	
6月	ことばの発達について	言語聴覚士	
6月	遊びや学習について	作業療法士	
7月	体の使い方について	理学療法士	
7月・8月	施設等の見学	保育園・幼稚園等	

3 生活介護事業

定員40名、新規卒業生7名受入れ、契約数65名、日々稼働50名でスタートします。

【重点目標】ご利用者お一人おひとりの意志及び人格を尊重し、生活の質の向上等が図れるように支援をします。

【重点項目】ご利用者の立場・背景を考えた障害特性、環境に配慮した

専門的支援をテーマにプログラムを実施します。

- ①重症心身障がいの方へのケアや医療的ケアの体制づくり。
- ②バリエーションを軸に健康管理と生活リズムの安定、機能訓練、感覚体験支援の強化。
- ③運動や体感的な創作・音楽・レクリエーションを通じて、能力を活かした身辺自立、日常生活につながる力、自己表現やコミュニケーションに関する取組みに力点を置きます。
- ④地域の資源を活用した軽作業を通じて、仕事への興味・意欲の啓発、能力の向上、また、見通しを持った主体的活動、達成の充足感と社会的役割を持つ機会を増やします。
- ⑤活動を通して創造・工夫すること、地域社会への参加を通して社会生活につながる対人関係支援、交流を行うたじま利用者の活動・行事を企画します。

4 **短期入所事業**

【重点目標】

地域生活継続に必要な方や地域移行としての生活支援と余暇遊び・生活スキルをつける支援を行います。

【重点項目】

- (1) 月曜日～金曜日営業から土・日も含めた営業を目指します。
- (2) 支援体制を作ります。

ローテーション夜勤に通所介護職員も入ります。日勤ローテーションは、短期職員で行います。

5 **日中一時支援事業**

【重点目標】

「学び・遊び・相談」等ができるなど、地域における「子育て支援」ができる機能の充実を図ります。

【重点項目】

- (1) 利用ニーズに対応するため、対象を3歳児から2歳児に引き下げます。
- (2) 日常生活の基本動作（ADL）の日常支援・集団生活の適応の支援をするため、構造化した環境づくり、プログラムづくりを行います。
こども食堂、子育てサロン、仲間の広場など機会を通して、親・こどもの成長を促す機会に参加します。
- (3) 家庭及び関係機関との調整、子育て支援、家庭訪問による生活支援、地域療育センター、保育園等などとも連携をとり、成長に伴う専門的支援、家庭支援を推進します。

6 事業の拡充・拡大に向けて

【新たな取り組み】

平成30年度に向けて、計画的な事業運営の拡充・拡大を目指す

中長期的な事業計画を策定できる環境を整えると共に、サービスの質の向上・拡充に向け、手法等進め方の検討・調整を行っていきます。

① 生活介護事業

- ・特別支援学校等の卒業生対策を含め、生活介護を希望される方々の受け入れ先として、既存の施設である「いけがみ」を活用した事業の拡充を図ります。

② 日中一時預かり

- ・概ね、2歳児から就学前までのこどもを対象としているが、「者」への支援も視野に、ニーズに応じて既存施設以外（ランチ）での事業展開も視野に入れていきます。

③ 重度身体障がい者のためのグループホーム事業

- ・現在のご利用者の地域生活を支えていく上で、ご本人と保護者の高齢化を視野に入れ

地域で安心して生活いただくための「暮らし」を提供することを前提に検討していきます。

(3) 【デイサービスセンター】

- ① 常勤・非常勤職員問わず、職員研修会の実施や外部研修会への参加を促し、職員の資質・専門性をたかめサービス向上に努めていきます。
- ② 認知症の受け入れに伴い、職員の認知症実践者研修取得。さらに、リーダー研修等と専門性の高いケアを提供いたします。
- ③ ボランティアさんを奨励し、デイサービスの活性化を図ります。
- ④ ご利用者の残存機能の維持を計るべく機能訓練指導員のプログラムを元に機能訓練の充実を行っていきます。
- ⑤ 時間外勤務の削減。

通常業務及び作業の効率化・職員の休暇調整を行い、事務的作業時間等を確保していきます。

(4) 【地域サービスセンターことぶき】

<居宅介護支援事業所>

ご利用者が居宅において、可能な限り自立した日常生活を営まれるために必要なサービスが受けられるように支援します。事業の実施にあたっては、ご利用者の意思及び人権を尊重し、常にご利用者の立場にたち、サービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行な

います。

- ① 介護保険サービスだけでなく、その他の福祉サービスも利用し、ご利用者の介護度が改善され、ご利用者ができる限り自立された生活が送られるような居宅サービス計画の作成に努めます。
- ② 介護保険事業所、医療機関、ご家族等との連携に努めます。
- ③ かわさき基幹相談支援センターとの連携を取りながら障害者の計画相談を受ける体制を整えていきます。

<訪問介護事業所>

ご利用者が居宅において自立した日常生活を送れるように、居宅サービス計画書に基づき、訪問介護計画書を作成し、ホームヘルパーを派遣して身体介助、生活援助のサービスを提供します。併せて、川崎市の事業である要介護者生活支援ヘルパー派遣事業を継続的に活用していきます。ご利用者の自立度が上がり、生活がより豊かになるように努力します。

- ① 介護支援専門員が作成した「居宅サービス計画書」または、地域包括支援センターが作成した「予防サービス支援計画書」に基づき、ご利用者の状況や、家庭環境をアセスメントし、ご利用者、ご家族の希望も考慮したうえで、訪問介護計画書を作成します。
- ② 介護支援専門員、地域包括支援センター、ご家族等との連携に努めます。
- ③ 「自立支援給付」における居宅介護と重度訪問介護のサービス、「地域生活支援事業」の移動支援等のサービスを引続き提供していきます。今年度は「行動援護」の指定を受け、来年度に向け職員が対応していけるよう順次、行動援護従業者養成研修を受けていきます。

(5) 【聖風ホーム】

- ① 支援：アパートタイプのホームを開設し1年が経過しました。居室の掃除（専用バス、トイレ、キッチンも含まれる）整理整頓の継続した方法を個々の利用者、障害特性に合わせて行える方法を模索していきます。従来の一軒家タイプのホームも同様に生活基盤を整え、日中活動、就労先でのパフォーマンスの継続、向上を目指します。
- ② 職員：地域での生活を支える為の支援技術の向上が益々望まれます。個別支援計画を策定し関係機関との連携を密にし、利用者への支援を行います。職員の支援の質の向上と支援技術の安定に努めます。
- ③ 運営：管理ソフトを導入することにより、業務内容の標準化を図ります。恒常的な業務内容の継続、コンプライアンスに基づく運営組織のガバナンスの強化に取り組みます。
- ④ コンプライアンス：総合支援法、建築基準法、消防法、生活保護法等

のコンプライアンスを遵守いたします。事業運営の透明性の向上に努めます。

(6) 【かわさき基幹相談支援センター】

① 事業内容

ア 地域づくり

ア) 川崎市地域自立支援協議会及び川崎区地域自立支援協議会の企画・運営

イ) 年齢や障害種別を問わない相談支援事業者のネットワーク構築

ウ) 地域包括支援センター等との連携による地域包括ケアの推進のための環境づくり

イ 権利擁護

ア) 虐待の早期発見・防止及び普及啓発

イ) 成年後見制度利用支援

ウ 既存のサービス等では解決困難な生活課題を抱えている方への相談支援

エ 人材育成

ア) 地域の相談支援事業者への専門的指導・助言

イ) 相談支援従事者等養成研修の講師など

オ 総合的な相談支援業務

ア) 障害種別や年齢に関わらない相談支援

イ) 福祉サービスの利用支援・社会資源の活用するための支援・社会生活力高めるための支援

ウ) 支援につながっていない障害者等への支援

エ) 川崎区サービス調整会議及び川崎区相談支援調整会議への参加

オ) 長期に入所・入院している方の地域移行支援

カ) 障害支援区分認定調査

カ その他、地域の相談支援体制の整備・充実に関すること

② 重点目標

ア 地域に根ざした相談支援活動

ア) 川崎区地域自立支援協議会等を通して、関係機関や地域との交流、障害者支援の啓発活動をします。

イ) 川崎区サービス調整会議及び川崎区相談支援調整会議、川崎区機関連携会議に参加し、関係機関との連携を密にとり相談者への適切な支援ができるようにします。

ウ) 地域ケア推進会議に出席し、より身近な地域での関係づくりを進めて

いきます。

イ 地域移行支援・地域定着支援

ア) 長期入院、長期入所から地域へ移行希望の方の支援ができるように仕組みづくりをします。また、自分が住みたい地域で住み続けられるように支援します。

イ) ご利用者が地域で生活できるよう、近隣の施設や病院と連携をはかります。

ウ) まちづくり局と連携し、川崎市居住支援制度を促進します。

ウ 基幹相談支援センターの役割

ア) 基幹相談支援センターとして、川崎区地域自立支援協議会において、事務局を担い、障害者への総合的な支援を検討し改善していきけるよう努めます。

イ) サービス調整会議に出席し、他機関へのコンサルテーションを実施します。

ウ) センター間の連携

業務の役割なども含め運営が適切に行うために、ご利用者の対応に関する相談先として、法人内のなかはら基幹相談支援センター、たじま家庭支援センターと連携をとりながら行います。

③ 営業日 月曜日～金曜日 8:45～17:15 とします。

※24時間365日対応となっているため、相談支援専門員の勤務以外の時間は、携帯電話での対応を行います。

(7) 【なかはら基幹相談支援センター】

(旧もとすみ地域相談支援センター)

平成29年度より、もとすみ地域相談支援センターは「なかはら基幹相談支援センター」へ機能転換を図ります。原則として従来のご利用者への支援を継続しつつ、基幹相談支援センターとしての機能を加え、拡充します。

① 事業内容

ア 地域づくり

ア) 川崎市地域自立支援協議会及び中原区地域自立支援協議会の企画・運営

イ) 年齢や障害種別を問わない相談支援事業者のネットワーク構築

ウ) 地域包括支援センター等との連携による地域包括ケアの推進のための環境づくり

イ 権利擁護

- ア) 虐待の早期発見・防止及び普及啓発
- イ) 成年後見制度利用支援
- ウ) 既存のサービス等では解決困難な生活課題を抱えている方への相談支援
- エ) 人材育成
 - ア) 地域の相談支援事業者への専門的指導・助言
 - イ) 相談支援従事者等養成研修の講師など
- オ) 総合的な相談支援業務
 - ア) 障害種別や年齢に関わらない相談支援
 - イ) 福祉サービスの利用支援・社会資源の活用するための支援・社会生活力高めるための支援
 - ウ) 支援につながっていない障害者等への支援
 - エ) 中原区サービス調整会議及び中原区相談支援調整会議への参加
 - オ) 長期に入所・入院している方の地域移行支援
 - カ) 障害支援区分認定調査
- カ) その他、地域の相談支援体制の整備・充実に関すること

② 重点目標

- ア) 地域に根ざした相談支援活動
 - ア) 中原区地域自立支援協議会等を通して、関係機関や地域との交流、障害者支援の啓発活動をします。
 - イ) 中原区サービス調整会議及び中原区相談支援調整会議に参加し、関係機関との連携を密にとり相談者への適切な支援ができるようにします。
 - ウ) 地域包括ケア会議や地域ケア推進会議に出席し、より身近な地域での関係づくりを進めていきます。
- イ) 地域移行支援・地域定着支援
 - ア) 長期入院、長期入所から地域へ移行希望の方の支援ができるように仕組みづくりをします。また、自分が住みたい地域で住み続けられるように支援します。
 - イ) ご利用者が地域で生活できるよう、近隣の施設や病院と連携をはかります。
 - ウ) まちづくり局と連携し、川崎市居住支援制度を促進します。
- ウ) 基幹相談支援センターの役割
 - ア) 基幹相談支援センターとして、中原区地域自立支援協議会において、事務局を担い、障害者への総合的な支援を検討し改善していきえるよう努めます。
 - イ) サービス調整会議に出席し、他機関へのコンサルテーションを実

施します。

ウ) センター間の連携

業務の役割なども含め運営が適切に行うために、ご利用者の対応に関する相談先として、法人内のかわさき基幹相談支援センター、たじま家庭支援センターと連携をとりながら行います。

③ 営業日 月曜日～金曜日 8:45～17:15 とします。

※24時間365日対応となっているため、相談支援専門員の勤務以外の時間は、携帯電話での対応を行います。

(8) 【井田地域生活支援センター はるかぜ】

① 事業内容

ア 地域活動支援

ア) 地域生活サポート

電話や面接、訪問等による相談活動を通じて、必要な支援サービスを提供し、地域における生活を支援していきます。

イ) ピアサポート事業

ピアサポーター養成講座の開催や、その後の相談活動、ピアサポーター支援など、ピアサポートの体制づくりを行います。

ウ) 相談支援事業

障害者の一般相談・特定相談等については、法人内外の関係機関との連携を強化するよう努めます。

エ) 地域交流の推進

地域ボランティアや、ピアサポーター等との交流の場を提供いたします。

オ) 地域移行・地域定着支援

市内外の医療機関との連携体制の構築を図ります。また、もみの木、なかはら基幹相談支援センターとの連携を強化し、入院している精神障害者の地域移行・地域定着支援体制の整備・推進してまいります。

② 重点目標

(ア)地域活動支援と地域移行・定着支援とのバランスのとれた人員配置の工夫

(イ)相談支援の強化、専門職としての職員のスキル向上

(ウ)ピアサポーターの養成と養成後の活動の場作り

③ 開所日

種別	活動時間
相談支援	一般相談 9:00～20:00 特定相談 10:00～20:00 (月曜～土曜日、休日除く)
地域活動支援	自主活動、生活支援 10:00～20:00 (月曜～土曜日、休日除く)
地域交流促進事業	共用会議室 9:00～17:00 (月曜～土曜日及び日曜・休日)
川崎市地域移行・地域定着支援体制整備支援事業	9:00～20:00 (月曜～土曜日、休日除く)

(9) 【社会復帰訓練所 就労支援事業所あやめ】

- ① 施設内就労を、企業で働くためのシミュレーションの場と位置づけ、ご利用者同士で職場を作っていく意識作りと、自分の役割の責任を自覚してやりがいのある職場にしていけます。そのひとつとして、朝のミーティングと帰りのミーティングにおいて、ご利用者が中心になって、体調の確認、連絡事項の伝達、本日の仕事の説明と分担を決めていくことを進めていきます。
- ② 就労移行、就労継続B型それぞれのプログラムを作成します。ご利用者の就労への取り組み段階により、就労に向けてのプログラムを組み入れていきます。また、運動プログラムを取り入れ、ご利用者の目的に応じて健康維持・体力増進に努める機会にします。さらに月間スケジュールを作成しご利用者にプログラムの目的と内容を周知します。
- ③ 就労相談では、健康・生活相談を土台にして面談を行います。実習の目的と実習期間の確認、振り返り。就職活動の目的と方法、振り返りを定期的に行って、「個別支援計画」を見直します。
- ④ 社会で働く経験を通して、働く自信と意欲が持てるように、関係機関と連携して実習先や就労先の情報を共有し、施設外での実習と就労の場を開拓していきます。
- ⑤ インターネット媒体を活用し就労に関する『ブログ』を更新し、障害者就労への理解と協力を広く社会に周知するとともに就労をするきっかけ作りをします。
- ⑥ 雇用へ繋がったご利用者を対象に「就労者の会」を開催し、近況報告や働いているという共通点を通じて働くモチベーションを高め、長期安

定就労の応援をします。

- ⑦ ご利用者の体調の変化を把握することに努め、緊急連絡、緊急相談ができる体制を整えます。
- ⑧ 行事・活動は、就労に特化した研修形式にします。ご利用者自身が中心となって企画・立案・実践して頂ける体制とします。
- ⑨ 施設内作業工賃の向上は、障施協のしごとセンターに登録し、官公受注の仕事の請け負うことにより、工賃の向上を目指します。
- ⑩ ご利用者の個人情報保護はもとより、個人の尊重など権利擁護に努め、職員会議などで情報共有、報告・連絡・相談に努めます。

(10) 【地域活動支援センター】(なのはな)

- ① 個別支援計画に則り、ご利用者に応じた活動支援の充実を図ります。
- ② 小集団活動を通じて他者との交流を促進し、生活能力や社会的能力の向上を図ります。
- ③ 日中活動の場の無い障害者のひきこもり対策を実施していきます。
- ④ ご家族や地域と密接な関係をもって、関係機関との連携を取りながら事業を展開していきます。

(11) 【養護老人ホーム川崎市恵楽園】

社会福祉法人川崎聖風福祉会が、平成 18 年 4 月に川崎市指定管理者制度により養護老人ホーム川崎市恵楽園の運営管理者に指定され、平成 29 年度は 3 期 2 年目、通算 12 年目の運営管理者として養護老人ホーム川崎市恵楽園の事業を推進します。

平成 29 年 2 月時点におけるご利用者(入所者)数は 123 名で、平均年齢は 79.6 歳になります。26 年度から行っている恵楽園運営検討プロジェクトにより法人と現場職員が一体となりご利用者へのサービス向上と社会のニーズを読み取り利用率の改善等に取り組んできました。近年、入所されるご利用者の多くが精神障害や経済的困窮者です。介護認定を受けている方、認知症、嚥下障害や歩行困難など自立生活能力の低下も進んでいます。様々な課題を抱えたご利用者のニーズを的確に把握し、恵楽園で充実した生活を送れるよう、支援していきます。また、28 年度から入り口支援並びに出口支援(地域移行)の充実を起点とした、入り口支援～施設機能の強化～出口支援の実施を事業の目的及び運営方針として進めておりますが、29 年度も引き続き進め、ご利用者の満足度を高めていきます。

この現状を踏まえて平成 29 年度事業計画を次のとおり策定します。

【重点事業項目】

- 1 ご利用者の機能維持や回復のため PT（理学療法士）による転倒防止や ST（言語療法士）による誤嚥防止の取り組みを行います。
- 2 各区の高齢・障害課や包括支援センターなどに恵楽園の利用状況などを広報することで恵楽園を必要としているご利用者のニーズに応え、利用率の改善につなげてまいります。
- 3 恵楽園デイサービスセンターと恵楽園居宅介護支援センターの活用は、介護認定を受けている恵楽園ご利用者の ADL の維持向上に不可欠なものとなっています。ご利用者のニーズを聴きながら利用を進めていきます。

【事業運営方針】

養護老人ホーム川崎市恵楽園は、ご利用者に安心・安全・快適な生活の場を提供するとともに、お一人お一人の思いを大切に、ニーズにそった自分らしい豊かな生活の実現に向けて良質で適切な支援を行うことに努めます。

- 1 高齢化による認知症や ADL の低下などが進む現状は、養護老人ホームで生活するご利用者に様々な不安を生み出しています。
 - ア. ご利用者の ADL に対する不安は居室や廊下、トイレ等の環境、食事の対応など、多岐にわたります。ご利用者の生活状況やニーズを聴き、デイサービスセンターなどの介護保険サービスの活用を進めていきます。
 - イ. 不安を解消し、権利擁護を進めるため、ご利用者とご親族との関係改善や後見人制度の活用も勧めます。
 - ウ. ご利用者が介護保険やその他高齢者福祉サービス等の制度を活用するには、行政や他施設など関係機関と連携強化が必要です。今後も連携強化に努めます。
 - エ. ご利用者の心身の状態にあった支援を行うため、職員の知識や技術の向上に向けた研修等の開催や、職員の勤務体制などについても会議等で検討して進めていきます。また、他施設への見学や情報交換なども計画していきます。
- 2 ご利用者の ADL の低下を防ぐためのプログラムを進めていきます。ご利用者への口腔ケア介護予防として体操の導入、外部講師や専門指導員を招いての勉強会、社会資源の活用などを計画していきます。
- 3 川崎市内に 2 つしかない養護老人ホームとして情報を発信し、関係機関との連携を強化し、恵楽園を必要とする方に活用していただくためご利用者を増やしていきます。
- 4 職員は「高齢者虐待防止法」等を遵守し虐待防止に努めます。

(12) 【デイサービスセンター】

- ① ご利用者の尊厳を守り、ご利用者の意思と主体性を尊重したサービスの提供に努めます。
- ② 居宅サービス計画書に則した「通所介護計画書」「介護予防通所介護計画書」を作成し、個別支援の充実を図ると共に定期的な体力測定を実施して、その方に適した機能訓練を行うことにより、ご利用者及びご家族の負担軽減に繋げてまいります。
- ③ 養護老人ホームの介護が必要になった入居者においては、デイサービスの利用をすることによる生活機能の改善をしていただき、養護老人ホームでの自立した生活を維持していただきます。
- ④ ご利用者の増加を図り、経営の安定化に努めます。
- ⑤ 質の高いサービスを提供するため、職員の資質向上に努めると共に資格取得をすすめていきます。
- ⑥ 蛍光灯をLED化する・入浴リフトの老朽化に伴い全面改修をします。

(13) 【居宅介護支援センター】

- ① ご利用者が居宅において、自立した日常生活を営むために必要なサービスを受けることができるように、ご利用者、ご家族の意見、要望を尊重した支援をしていきます。
- ② ご利用者の個別性に配慮した居宅サービス計画書を作成すると共に、計画に沿ったサービスが提供されているか等、必要なモニタリングを行っていきます。
- ③ 月に1回以上ご利用者宅を訪問し、ご利用者の様子を確認していきます。
- ④ 地域福祉の拠点としての機能を発揮させるため、高津区介護支援専門員連絡会議の運営に協力し、地域支援のネットワーク構築に努めます。
- ⑤ 養護老人ホームに入所された要介護認定されているご利用者に対して、ケアプランを作成し、養護担当職員と協力しながら要介護状態が改善できるように努めます。
- ⑥ 介護保険利用者の中で、障害者サービスが必要な方には、地域相談支援センターと協力し障害者のサービスが利用できるようにします。また、今後は計画相談が受けられるように研修に参加できるようにします。

(14) 【桜の風 もみの木】

- ① 市内唯一の宿泊型自立訓練施設として、地域の精神障害のある方に対して幅広いニーズに対応できる社会資源となるため機能強化を図ります。
- ② 利用者支援については、個別支援計画の柱として社会生活力プログラム(SFA)やソーシャルスキルトレーニング(SST)等を実施して参ります。
- ③ 施設内においても地域性のある生活を体験できますように、季節行事や施設卒業生によるピア活動の実施を行い、地域への円滑な移行を図ります。
- ④ 平成 28 年度に実施した満足度調査の結果を踏まえ、よりよい支援の実現ために、一層の OJT の充実と外部研修など職員の質の向上を図ります。効率的な事業運営に努めます。